

記入例

令和 8 年 1 月 20 日

新見市長 様

申請者 住所 新見市新見123-4  
氏名 新見 太郎  
又は代表者名  
電話番号 72-6133

物価高対応畜産飼料緊急支援金交付申請書

物価高対応畜産飼料緊急支援金交付要綱に基づく支援金の交付を受けたいので、下記3「誓約・同意事項」に誓約、同意のうえ、同要綱第4条の規定により関係書類を添えて、下記のとおり支援金の交付を申請します。

記

1 申請額

| 事業名  | 物価高対応畜産飼料緊急支援金 |     |   |           |   |          |
|------|----------------|-----|---|-----------|---|----------|
| 算出根拠 | 繁殖牛            | 5 頭 | × | 2,000 円/頭 | = | 10,000 円 |
|      | 肥育牛            | 1 頭 | × | 3,000 円/頭 | = | 3,000 円  |
|      | 乳用牛            | 0 頭 | × | 8,000 円/頭 | = | 0 円      |
| 申請額  | 13,000 円       |     |   |           |   |          |

※令和7年2月1日現在で飼養している肉用牛（繁殖牛、肥育牛）又は乳用牛（いずれも子牛を含む）とします。繁殖牛は、9か月齢未満の子牛を含み、肥育牛は、9か月齢以上の牛とします。ただし、令和7年2月2日から令和8年2月1日までに新たに飼育を開始した者が飼養する肉用牛（繁殖牛及び肥育牛）又は乳用牛については、下記の確認欄による確認が必要です。

2 関係書類

- ☒ 物価高対応畜産飼料緊急支援金対象牛一覧表（様式第1号別紙）  
☒ 通帳の写し（金融機関名、支店名、預金種別、口座名義人がわかるページ）  
☐ その他市長が必要と認める書類

3 誓約・同意事項

- (1) 本申請にあたり、申請内容及び添付書類に虚偽がないことを誓約します。  
(2) 市が別に定める期日までに申請書等の不備が解消できない場合は、申請を取り下げたものとみなされることに同意します。  
(3) 本支援金受給後、交付要件に該当しないことが判明した場合には、支援金を返還することを誓約します。  
(4) 市職員が、本申請内容の確認、審査その他本支援金に係る手続きに必要な資料や情報を、本市他部署を含む他の行政機関、農業関係機関等に求め、又は確認を依頼し、収集、活用、保管等することに同意します。  
(5) 私（申請者）は、反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力と関係を持つ意思がないことを誓約します。

【 確 認 欄 】

上記申請者は令和7年2月2日から令和8年2月1日までに飼養を開始し、申請時の飼養頭数について相違がないことを確認しました。

令和 8 年 1 月 20 日

確認者 所属 : 新見畜産事務所  
氏名 : ○○ ○○

物価高対応畜産飼料緊急支援金対象牛一覧表

(注 1) 令和 7 年 2 月 2 日から令和 8 年 2 月 1 日までに新たに飼育を開始した者のみ記入してください。

(注 2) 記入欄が不足する場合は、行を追加して記入してください。

| 番号 | 対象牛の名号 | 対象牛の<br>個体識別番号 | 番号 | 対象牛の名号 | 対象牛の<br>個体識別番号 |
|----|--------|----------------|----|--------|----------------|
| 1  | にいみ    | 12345-6789-0   | 11 | □□□□   | 22222-2222-2   |
| 2  | ○○○○   | 00000-0000-0   | 12 |        | .              |
| 3  |        |                | 13 |        | .              |
| 4  |        |                | 14 |        | .              |
| 5  |        | .              | 15 | ○△□    | 09876-5432-1   |
| 6  |        | .              | 16 |        |                |
| 7  |        | .              | 17 |        |                |
| 8  |        | .              | 18 |        |                |
| 9  |        |                | 19 |        |                |
| 10 | △△△△△△ | 11111-1111-1   | 20 |        |                |